

工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令 新旧対照条文

(新旧対照条文一覧)

(本則)

○工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則（平成二年通商産業省令第四十一号）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1

改正案	現行
<p>（包括委任状） 第六条（略）</p> <p>2 包括委任状の提出は、様式第六によりしなければならない。 ただし、商標法条約に基づく規則、特許法条約に基づく規則20 (1)又は商標法に関するシンガポール条約に基づく規則で定める モデル国際様式によりすることもできる。</p> <p>3・4（略）</p> <p>（特定手続の指定） 第十条 法第三条第一項の経済産業省令で定める手続は、次に掲 げる手続（別表第一の第二欄に掲げる手続及びこれらに係る同 表の第三欄に掲げる手続並びに在外者が特許管理人によらない でする手続を除く。以下「特定手続」という。）とする。 一〜五十（略） 五十一 第一号から第四号まで、第十五号、第十八号、第十九 号、第二十三号、第二十六号、第三十号、第三十一号、第三 十八号から第四十一号まで及び第五十二号に掲げる手続を行 った者が特許等関係法令の規定により当該特定手続に際して 納付した手数料に関する特許法第九十五条第十一項、実用 新案法第五十四条の二第十項、意匠法第六十七条第七項及び 商標法第七十六条第七項に規定する過誤納の返還の 請求</p>	<p>（包括委任状） 第六条（略）</p> <p>2 包括委任状の提出は、様式第六によりしなければならない。 ただし、商標法条約に基づく規則、特許法条約に基づく規則20 (1)又は商標法に関するシンガポール条約に基づく規則で定める モデル国際様式によりすることもできる。</p> <p>3・4（略）</p> <p>（特定手続の指定） 第十条 法第三条第一項の経済産業省令で定める手続は、次に掲 げる手続（別表第一の第二欄に掲げる手続及びこれらに係る同 表の第三欄に掲げる手続並びに在外者が特許管理人によらない でする手続を除く。以下「特定手続」という。）とする。 一〜五十（略） 五十一 第一号から第四号まで、第十五号、第十八号、第十九 号、第二十三号、第二十六号、第三十号、第三十一号、第三 十八号から第四十一号まで及び第五十二号に掲げる手続を行 った者が特許等関係法令の規定により当該特定手続に際して 納付した手数料に関する特許法第九十五条第十一項、実用 新案法第五十四条の二第十項、意匠法第六十七条第七項及び 商標法第七十六条第七項に規定する過誤納の返還の 請求</p>

五十二・五十三 (略)

五十四 特許法第八十六条第一項（実用新案法第五十五条第一項において準用する場合を含む。）、意匠法第六十三条第二項又は商標法第七十二条第一項の規定による法第三条第二項に規定するファイル（以下単に「ファイル」という。）に記載されている事項の証明の請求（国際意匠登録出願に係る情報（拒絶査定等に対する審判に係るものを除く。）について請求する場合を除く。）

五十五 特許法第八十六条第一項（実用新案法第五十五条第一項において準用する場合を含む。）、意匠法第六十三条第一項又は商標法第七十二条第一項の規定による特許原簿、実用新案原簿、意匠原簿又は商標原簿のうち磁気テープをもつて調製した部分に記載されている事項の証明の請求

五十六 特許法第八十六条第一項（実用新案法第五十五条第一項において準用する場合を含む。）、意匠法第六十三条第一項又は商標法第七十二条第一項の規定による特許原簿、実用新案原簿、意匠原簿又は商標原簿のうち磁気テープをもつて調製した部分に記載されている事項を記載した書類の交付の請求

五十二・五十三 (略)

五十四 特許法第八十六条第一項（実用新案法第五十五条第一項において準用する場合を含む。）、意匠法第六十三条第二項又は商標法第七十二条第一項の規定による法第三条第二項に規定するファイル（以下単に「ファイル」という。）に記載されている事項の証明の請求（特許法第八十六条第三項本文に規定する情報について請求する場合であつて同項ただし書（実用新案法第五十五条第一項において読み替えて準用する場合を含む。次号及び第五十六号において同じ。）に該当する場合及び国際意匠登録出願に係る情報（拒絶査定等に対する審判に係るものを除く。）について請求する場合を除く。）

五十五 特許法第八十六条第一項（実用新案法第五十五条第一項において準用する場合を含む。）、意匠法第六十三条第一項又は商標法第七十二条第一項の規定による特許原簿、実用新案原簿、意匠原簿又は商標原簿のうち磁気テープをもつて調製した部分に記載されている事項の証明の請求（特許法第八十六条第三項本文に規定する情報について請求する場合であつて同項ただし書に該当する場合を除く。）

五十六 特許法第八十六条第一項（実用新案法第五十五条第一項において準用する場合を含む。）、意匠法第六十三条第一項又は商標法第七十二条第一項の規定による特許原簿、実用新案原簿、意匠原簿又は商標原簿のうち磁気テープをもつて調製した部分に記載されている事項を記載した書類の交付の請求（特許法第八十六条第三項本文に規定する情報について請求する場合であつて同項ただし書に該当する場合を除く。）

五十七 法第十二条第一項の規定による請求をした者の使用に係る電子計算機（特許庁の使用に係るものを除く。）を使用して行う閲覧の請求

五十八 法第十二条第二項の規定による書類の交付の請求

五十九〜六十三 (略)

(特定処分等の指定)

第二十三条 法第四条第一項の経済産業省令で定める処分若しくは判定又は審判に関する記録その他の特許等関係法令の規定により文書をもって行うものとされている行為は、次に掲げるものとする。

一 特許法第十三条第四項（実用新案法第二条の五第二項、意

く。)

五十七 法第十二条第一項の規定による請求（法第十二条第三項において準用する特許法第八十六条第三項本文に規定する情報について請求する場合であつて同項ただし書（実用新案法第五十五条第一項において読み替えて準用する場合を含む。次号において同じ。）に該当する場合を除く。）をした者の使用に係る電子計算機（特許庁の使用に係るものを除く。）を使用して行う閲覧の請求（法第十二条第三項において準用する特許法第八十六条第三項本文に規定する情報について請求する場合であつて同項ただし書（実用新案法第五十五条第一項において読み替えて準用する場合を含む。次号において同じ。）に該当する場合を除く。）

五十八 法第十二条第二項の規定による書類の交付の請求（法第十二条第三項において準用する特許法第八十六条第三項本文に規定する情報について請求する場合であつて同項ただし書に該当する場合及び国際意匠登録出願に係る情報（拒絶査定等に対する審判に係るものを除く。）について請求する場合を除く。）

五十九〜六十三 (略)

(特定処分等の指定)

第二十三条 法第四条第一項の経済産業省令で定める処分若しくは判定又は審判に関する記録その他の特許等関係法令の規定により文書をもって行うものとされている行為は、次に掲げるものとする。

一 特許法第十三条第四項（実用新案法第二条の五第二項、意

匠法第六十八条第二項並びに商標法第七十七条第二項及び同法附則第二十七条第二項（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定による次に掲げる手続（別表第一の一から四まで、六及び七の項の第二欄に掲げる手続（平成十二年一月一日以後に拒絶査定等に対する審判を請求した事件が特許庁に係属している場合に於ける手続を除く。）に係るものを除く。）の却下の処分

イ 第十条の規定による特定手続（同条第一号から第四号まで、第六号から第四十二号まで、第四十三号（国際出願等に係る手数料の納付の申出に係るものを除く。）から第四十七号まで、第四十九号から第五十二号まで及び第六十一号に掲げるものに限る。）並びに国際意匠登録出願に係る第十条第十六号、第二十号、第二十五号、第三十八号、第三十九号、第四十五号から第四十七号まで、第五十一号及び第五十二号に掲げる手続（拒絶査定等に対する審判を請求した事件が特許庁に係属している場合に於けるものを除く。）

ロ ヲリ （略）

ヌ 意匠法第六十条の七の規定による意匠の新規性の喪失の例外の規定の適用を受けたい旨を記載した書面の提出

ル （略）

ヲ 意匠法第六十条の二十二第一項の規定による請求

ヾ ヌカ （略）

レ 特許法第十七条第一項若しくは第三項（法第四十一条第二項、意匠法第六十八条第二項並びに商標法第七十七条第

匠法第六十八条第二項並びに商標法第七十七条第二項及び同法附則第二十七条第二項（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定による次に掲げる手続（別表第一の一から四まで、六及び七の項の第二欄に掲げる手続（平成十二年一月一日以後に拒絶査定等に対する審判を請求した事件が特許庁に係属している場合に於ける手続を除く。）に係るものを除く。）の却下の処分

イ 第十条の規定による特定手続（同条第一号から第四号まで、第六号から第四十二号まで、第四十三号（国際出願等に係る手数料の納付の申出に係るものを除く。）から第四十七号まで、第四十九号から第五十二号まで及び第六十一号に掲げるものに限る。）並びに国際意匠登録出願に係る第十条第十六号、第二十号、第二十五号、第三十八号、第三十九号、第四十五号から第四十七号まで及び第五十一号から第五十二号までに掲げる手続（拒絶査定等に対する審判を請求した事件が特許庁に係属している場合に於けるものを除く。）

ロ ヲリ （略）

（新設）

ヌ （略）

ル （新設）

ヲ ヌカ （略）

ヨ 特許法第十七条第一項若しくは第三項（法第四十一条第二項、意匠法第六十八条第二項並びに商標法第七十七条第

二項及び同法附則第二十七条第二項（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。この号ソにおいて同じ。）若しくは特許法第三百三十三条第二項（意匠法第五十二条並びに商標法第五十六条第一項（同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。この号ソにおいて同じ。）及び同法附則第十七条第一項（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。この号ソにおいて同じ。）において準用する場合を含む。）、実用新案法第二条の第二項若しくは第四項、意匠法第六十条の二十四又は商標法第六十八条の四十若しくは同法附則第二十四条（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。この号ソにおいて同じ。）の規定によるこの号口からタまでに掲げる手続の補正又はこれらの補正の補正

ソ）（略）

二 法第七条第三項、特許法第十八条（法第四十一条第二項、意匠法第六十八条第二項並びに商標法第七十七条第二項及び同法附則第二十七条第二項（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）又は実用新案法第二条の三の規定による前号イからソまでに規定する手続の却下の処分

三 特許法第十八条の二第一項（法第四十一条第二項、実用新案法第二条の五第二項、意匠法第六十八条第二項並びに商標法第七十七条第二項及び同法附則第二十七条第二項（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定による第三十四条の二第十号、第十一号、第十八号、第十九号、第二十三号、第二十四号及び

二項及び同法附則第二十七条第二項（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。この号タにおいて同じ。）若しくは特許法第三百三十三条第二項（意匠法第五十二条並びに商標法第五十六条第一項（同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。この号タにおいて同じ。）及び同法附則第十七条第一項（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。この号タにおいて同じ。）において準用する場合を含む。）、実用新案法第二条の第二項若しくは第四項、意匠法第六十条の二十四又は商標法第六十八条の四十若しくは同法附則第二十四条（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。この号タにおいて同じ。）の規定によるこの号口からカまでに掲げる手続の補正又はこれらの補正の補正

タ）（略）

二 法第七条第三項、特許法第十八条（法第四十一条第二項、意匠法第六十八条第二項並びに商標法第七十七条第二項及び同法附則第二十七条第二項（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）又は実用新案法第二条の三の規定による前号イからタまでに規定する手続の却下の処分

三 特許法第十八条の二第一項（法第四十一条第二項、実用新案法第二条の五第二項、意匠法第六十八条第二項並びに商標法第七十七条第二項及び同法附則第二十七条第二項（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定による第三十四条の二第十号、第十一号、第十八号、第十九号、第二十三号、第二十四号及び

第三十一号から第三十三号までに掲げる特許料等の納付の申出（法第十五条第一項（法第十六条において準用する場合を含む。）の規定による見込額からの納付の申出及び法第十五条の二第一項（法第十六条において準用する場合を含む。）の規定による口座振替による納付の申出を除く。）及び第一号イからソまでに規定する手続の却下の処分

四〇六（略）

七 審判長、審判官又は審査官が行う審決、査定若しくは決定又はこれらの取消し（次のイからホまでに掲げるものを除く。）

イ・ロ（略）

（削る）

ハ・ホ（略）

八・九（略）

（特定通知等の指定）

第二十三条の四 法第五条第一項の経済産業省令で定める通知又は命令は、次に掲げる通知又は命令（別表第一の第二欄に掲げる手続に係る同表の第四欄に掲げる通知又は命令を除く。）とする。

- 一 法第七条第二項、特許法第十七条第三項（法第四十一条第二項、意匠法第六十八条第二項並びに商標法第七十七条第二項及び同法附則第二十七条第二項（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。））において準用する場合を含む。
- （若しくは特許法第百三十三条第一項若しくは第二項（これ

第二十九号から第三十一号までに掲げる特許料等の納付の申出（法第十五条第一項（法第十六条において準用する場合を含む。）の規定による見込額からの納付の申出及び法第十五条の二第一項（法第十六条において準用する場合を含む。）の規定による口座振替による納付の申出を除く。）及び第一号イからタまでに規定する手続の却下の処分

四〇六（略）

七 審判長、審判官又は審査官が行う審決、査定若しくは決定又はこれらの取消し（次のイからへまでに掲げるものを除く。）

イ・ロ（略）

ハ 国際意匠登録出願に係る審査官が行う査定若しくは決定又はこれらの取消し

ニ・ヘ（略）

八・九（略）

（特定通知等の指定）

第二十三条の四 法第五条第一項の経済産業省令で定める通知又は命令は、次に掲げる通知又は命令（別表第一の第二欄に掲げる手続に係る同表の第四欄に掲げる通知又は命令を除く。）とする。

- 一 法第七条第二項、特許法第十七条第三項（法第四十一条第二項、意匠法第六十八条第二項並びに商標法第七十七条第二項及び同法附則第二十七条第二項（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。））において準用する場合を含む。
- （若しくは特許法第百三十三条第一項若しくは第二項（これ

らの規定を意匠法第五十二条並びに商標法第五十六条第一項（同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）及び同法附則第十七条第一項（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）において準用する場合を含む。）又は実用新案法第二条の二第四項若しくは第六条の二の規定による第二十三条第一号イからソまでに規定する手続及び第三十四条の二第十号、第十一号、第十八号、第十九号、第二十三号、第二十四号及び第三十一号から第三十三号までに掲げる特許料等の納付の申出（法第十五条第一項（法第十六条において準用する場合を含む。）の規定による見込額からの納付の申出及び法第十五条の二第一項（法第十六条において準用する場合を含む。）の規定による口座振替による納付の申出を除く。）の補正の命令

二 特許法第十八条の二第二項（法第四十一条第二項、実用新案法第二条の五第二項、意匠法第六十八条第二項並びに商標法第七十七条第二項及び同法附則第二十七条第二項（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）又は特許法第三百三十三条の二第二項（意匠法第五十二条並びに商標法第五十六条第一項及び同法附則第十七条第一項において準用する場合を含む。）の規定による第二十三条第一号イからソまでに規定する手続及び第三十三条の二第十号、第十一号、第十八号、第十九号、第二十三号、第二十四号及び第三十一号から第三十三号までに掲げる特許料等の納付の申出（法第十五条第一項（法第十六条において準用する場合を含む。）の規定による見込額からの納付

らの規定を意匠法第五十二条並びに商標法第五十六条第一項（同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）及び同法附則第十七条第一項（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）において準用する場合を含む。）又は実用新案法第二条の二第四項若しくは第六条の二の規定による第二十三条第一号イからタまでに規定する手続及び第三十四条の二第十号、第十一号、第十八号、第十九号、第二十三号、第二十四号及び第二十九号から第三十一号までに掲げる特許料等の納付の申出（法第十五条第一項（法第十六条において準用する場合を含む。）の規定による見込額からの納付の申出及び法第十五条の二第一項（法第十六条において準用する場合を含む。）の規定による口座振替による納付の申出を除く。）の補正の命令

二 特許法第十八条の二第二項（法第四十一条第二項、実用新案法第二条の五第二項、意匠法第六十八条第二項並びに商標法第七十七条第二項及び同法附則第二十七条第二項（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）又は特許法第三百三十三条の二第二項（意匠法第五十二条並びに商標法第五十六条第一項及び同法附則第十七条第一項において準用する場合を含む。）の規定による第二十三条第一号イからタまでに規定する手続及び第三十三条の二第十号、第十一号、第十八号、第十九号、第二十三号、第二十四号及び第二十九号から第三十一号までに掲げる特許料等の納付の申出（法第十五条第一項（法第十六条において準用する場合を含む。）の規定による見込額からの納付

の申出及び法第十五条の二第一項（法第十六条において準用する場合を含む。）の規定による口座振替による納付の申出（を除く。）をした者に対する却下の理由の通知

三〇十四（略）

十五 特許法第五十三条第一項（同法第五十九条第一項及び第六十三条第一項において準用する場合を含む。）の規定による却下の決定に関する特許法施行規則第三十七条（同令第五十条の十五第三項において準用する場合を含む。）又は同令第五十条の十三第二項に規定する決定の謄本の送付

十六〇二十四（略）

二十五 特許法第八十九条（実用新案法第五十五条第二項、意匠法第六十八条第五項及び商標法第七十七条第五項において準用する場合を含む。）の規定による特許法施行規則第十六条（実用新案法施行規則第二十三条第一項、意匠法施行規則第十九条第一項及び商標法施行規則第二十二条第一項において準用する場合を含む。）に規定する特許法第十八条（法第四十一条第二項、意匠法第六十八条第二項並びに商標法第七十七条第二項及び同法附則第二十七条第二項（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。））に規定する特許法第十八条の二第一項（法第四十一条第二項、実用新案法第二条の五第二項、意匠法第六十八条第二項並びに商標法第七十七条第二項及び同法附則第二十七条第二項（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。））において準用する場合を含む。）、特許法第三十三条第三項（意匠法第五十二条並びに商標法第五十六条第一項及び

の申出及び法第十五条の二第一項（法第十六条において準用する場合を含む。）の規定による口座振替による納付の申出（を除く。）をした者に対する却下の理由の通知

三〇十四（略）

十五 特許法第五十三条第一項（同法第五十九条第一項及び第六十三条第一項において準用する場合を含む。）の規定による却下の決定に関する特許法施行規則第三十七条（同規

十六〇二十四（略）

則第五十条の十五第三項において準用する場合を含む。）又は同施行規則第五十条の十三第二項に規定する決定の謄本の送付

二十五 特許法第八十九条（実用新案法第五十五条第二項、意匠法第六十八条第五項及び商標法第七十七条第五項において準用する場合を含む。）の規定による特許法施行規則第十六条（実用新案法施行規則第二十三条第一項、意匠法施行規則第十九条第一項及び商標法施行規則第二十二条第一項において準用する場合を含む。）に規定する特許法第十八条（法第四十一条第二項、意匠法第六十八条第二項並びに商標法第七十七条第二項及び同法附則第二十七条第二項（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。））に規定する特許法第十八条の二第一項（法第四十一条第二項、実用新案法第二条の五第二項、意匠法第六十八条第二項並びに商標法第七十七条第二項及び同法附則第二十七条第二項（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。））において準用する場合を含む。）、特許法第三十三条第三項（意匠法第五十二条並びに商標法第五十六条第一項及び

同法附則第十七条第一項において準用する場合を含む。)、
特許法第百三十三条の二第一項(意匠法第五十二条並びに商
標法第五十六条第一項及び同法附則第十七条第一項において
準用する場合を含む。)、特許法第百八十四条の五第三項(実
用新案法第四十八条の五第三項において準用する場合を含む。
若しくは同法第二条の三の規定による特定手続又は第
二十三条第一号ロからソまでに規定する手続の却下の処分の
謄本の送達
二十六(三十) (略)

(指定特定手続以外の指定特定手続等の指定)

第三十四条の二 法第八条第一項の経済産業省令で定める手続は、次に掲げる手続に係る手続(第一号から第三号まで、第八号、第九号、第十二号、第十五号、第十六号、第二十二号、第二十九号、第三十号、第三十五号及び第三十八号から第四十号までに掲げる手続であつて別表第一の一から四まで、六及び七の項の第二欄に掲げる手続に係る手続(平成十二年一月一日以後に拒絶査定等に対する審判を請求した事件が特許庁に係属している場合にする手続を除く。))並びに第十号、第十一号、第十八号、第十九号、第二十三号、第二十四号、第三十一号から第三十三号まで及び第四十二号に掲げる手続であつて法の施行の日前にされたものを除く。)とする。

一(十三) (略)

十四 特許法第百九十五条第十一項に規定する過誤納の手数料の返還の請求(第十条第一号、第十八号、第十九号、第二十六号、第三十号、第三十一号、第三十八号から第四十一号ま

同法附則第十七条第一項において準用する場合を含む。)、
特許法第百三十三条の二第一項(意匠法第五十二条並びに商
標法第五十六条第一項及び同法附則第十七条第一項において
準用する場合を含む。)、特許法第百八十四条の五第三項(実
用新案法第四十八条の五第三項において準用する場合を含む。
若しくは同法第二条の三の規定による特定手続又は第
二十三条第一号ロからタまでに規定する手続の却下の処分の
謄本の送達
二十六(三十) (略)

(指定特定手続以外の指定特定手続等の指定)

第三十四条の二 法第八条第一項の経済産業省令で定める手続は、次に掲げる手続に係る手続(第一号から第三号まで、第八号、第九号、第十二号、第十五号、第十六号、第二十二号、第二十七号、第二十八号、第三十三号及び第三十六号から第三十八号までに掲げる手続であつて別表第一の一から四まで、六及び七の項の第二欄に掲げる手続に係る手続(平成十二年一月一日以後に拒絶査定等に対する審判を請求した事件が特許庁に係属している場合にする手続を除く。))並びに第十号、第十一号、第十八号、第十九号、第二十三号、第二十四号、第二十九号から第三十一号まで及び第四十号に掲げる手続であつて法の施行の日前にされたものを除く。)とする。

一(十三) (略)

十四 特許法第百九十五条第十一項に規定する過誤納の手数料の返還の請求(第十条第一号、第十八号、第十九号、第二十六号、第三十号、第三十一号、第三十八号から第四十一号ま

で及び第五十二号に掲げる手続を行った者が特許法第九十五
五条第一項及び第二項の規定により当該特定手続に際して納
付した手数料に関するものに限る。）
十五〜二十（略）

二十一 実用新案法第五十四条の第二十項に規定する過誤納の
手数料の返還の請求（第十条第二号、第十八号、第二十三号
、第三十号、第三十一号、第三十八号から第四十号まで及び
第五十二号に掲げる手続を行った者が実用新案法第五十四条
第一項及び第二項の規定により当該特定手続に際して納付し
た手数料に関するものに限る。）

二十二〜二十四（略）

二十五 意匠法第六十条の七の規定による意匠の新規性の喪失
の例外の規定の適用を受けたい旨を記載した書面の提出

二十六（略）

二十七 意匠法第六十条の二十二第一項の規定による個別指定
手数料の返還の請求

二十八 意匠法第六十七条第七項に規定する過誤納の手数料の
返還の請求（第十条第三号、第十五号、第十八号、第二十六
号、第三十八号から第四十一号まで及び第五十二号に掲げる
手続を行った者が意匠法第六十七条第一項及び第二項の規定
により当該特定手続に際して納付した手数料に関するものに
限る。）

二十九〜三十三（略）

三十四 商標法第七十六条第七項に規定する過誤納の手数料の
返還の請求（第十条第四号、第十八号、第二十六号、第三十
八号から第四十一号まで及び第五十二号に掲げる手続を行っ

で及び第五十二号に掲げる手続を行った者が特許法第九十五
五条第一項及び第二項の規定により当該特定手続に際して納
付した手数料に関するものに限る。）
十五〜二十（略）

二十一 実用新案法第五十四条の第二十項に規定する過誤納の
手数料の返還の請求（第十条第二号、第十八号、第二十三号
、第三十号、第三十一号、第三十八号から第四十号まで及び
第五十二号に掲げる手続を行った者が実用新案法第五十四条
第一項及び第二項の規定により当該特定手続に際して納付し
た手数料に関するものに限る。）

二十二〜二十四（略）

（新設）

二十五（略）

（新設）

二十六 意匠法第六十七条第七項に規定する過誤納の手数料の
返還の請求（第十条第三号、第十五号、第十八号、第二十六
号、第三十八号から第四十一号まで及び第五十二号に掲げる
手続を行った者が意匠法第六十七条第一項及び第二項の規定
により当該特定手続に際して納付した手数料に関するものに
限る。）

二十七〜三十一（略）

三十二 商標法第七十六条第七項に規定する過誤納の手数料の
返還の請求（第十条第四号、第十八号、第二十六号、第三十
八号から第四十一号まで及び第五十二号に掲げる手続を行っ

た者が商標法第七十六条第一項及び第二項の規定により当該
特定手続に際して納付した手数料に関するものに限る。）

三十五～四十三（略）

（読み取り専用光ディスク等による公報の発行）

第三十五条（略）

2 法第十三条第二項の規定により特許公報等に掲載すべき事項
であつて特許庁の使用に係る電子計算機に備えられたファイル
に記録された情報を電子情報処理組織を使用して送信する場合
においては、当該情報に改変を防止するための措置を講じ、イ
ンターネットに接続された自動公衆送信装置（公衆の用に供す
る電気通信回線に接続することにより、その記録媒体のうち自
動公衆送信（公衆によつて直接受信されることを目的として公
衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は
有線放送に該当するものを除く。以下この項において同じ。）
の用に供する部分に記録され、又は当該装置に入力される情報
を自動公衆送信する機能を有する装置をいう。）を使用するも
のとする。

（準用）

第六十条の十 第四十二条の二、第四十三条及び第四十八条の規
定は、特定登録調査機関に準用する。この場合において、第四
十二条の二中「前条」とあるのは「第六十条の三及び第六十
条の四」と、第四十三条中「情報処理業務」とあるのは「先行技
術調査業務」と読み替えるものとする。

た者が商標法第七十六条第一項及び第二項の規定により当該
特定手続に際して納付した手数料に関するものに限る。）

三十三～四十一（略）

（読み取り専用光ディスク等による公報の発行）

第三十五条（略）

2 法第十三条第二項の規定により特許公報等に掲載すべき事項
であつて特許庁の使用に係る電子計算機に備えられたファイル
に記録された情報を電子情報処理組織を使用して送信する場合
においては、当該情報に改変を防止するための措置を講じ、イ
ンターネットに接続された自動公衆送信装置（公衆の用に供す
る電気通信回線に接続することにより、その記録媒体のうち自
動公衆送信（公衆によつて直接受信されることを目的として公
衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は
有線放送に該当するものを除く。以下この項において同じ。）
の用に供する部分に記録され、又は当該装置に入力される情報
を自動公衆送信する機能を有する装置をいう。）を使用するも
のとする。

（準用）

第六十条の十 第四十二条の二、第四十三条及び第四十八条の規
定は、特定登録調査機関に準用する。この場合において、同条
中「前条」とあるのは「第六十条の二及び第六十条の三」と読
み替えるものとする。

